平成２７年（フ）第１６７号
佐賀市鍋島６丁目16番６号　サンビレッジ横尾Ｃ棟201号
債務者　水本　惠子
1　決定年月日時　平成27年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３２９号
熊本市中央区段山本町６－31　シティハウスＫⅡ0203号、住民票上の住所熊本市中央区段山本町３番27号
債務者　日髙由一朗
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第３４１号
熊本市中央区新屋敷２丁目19番27号　ハウス新屋敷102号、前住所熊本市中央区坪井３丁目２番２号
債務者　岩崎　清次
1　決定年月日時　平成27年７月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２５７号
神奈川県平塚市長持394番地の１　アネックス湘南104号、前住所神奈川県平塚市御殿４丁目１番49―203号　ライオンズガーデン湘南平塚
債務者　酒井　昭宏
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２７９号
神奈川県秦野市千村５丁目８番１号
債務者　北川　辰男（旧姓熊谷）
1　決定年月日時　平成27年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３４２号
熊本市東区御領１丁目３番24号　サンマリノハイツＢ２、前住所熊本市東区月出７丁目３番３―102号　レケンス月出
債務者　磯脇健一郎
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１５３号
青森市大字野尻字野田34番地２　コーポビクトリー５号館106号
債務者　菊地　　毅
1　決定年月日時　平成27年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６１号
青森県つがる市森田町大館広ケ平32番地252
債務者　鎌田　光明
1　決定年月日時　平成27年７月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２７年（フ）第３８０号
愛知県春日井市柏原町５丁目251番地　ユーハイム・カシワバラ１－Ｂ号
債務者　鬼頭　浩美（旧姓榊原・佐藤）
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８０５号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字間渡里2824番地の１　セジューネモネ305号
債務者　本多　早苗
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１０３６号
名古屋市守山区本地が丘1701番地　本地荘12棟507号
債務者　松井　利之
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第９９７号
名古屋市名東区上菅２丁目1113番地　メゾン文教台202号
債務者　森　　英雄
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５１号
山口県周南市大字四熊924番地、前住所山口県周南市栄町２丁目36番地
債務者　岩政　龍男
1　決定年月日時　平成27年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第６４４９号
東京都練馬区大泉学園町６丁目18―４―206
債務者　高島　　勉
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４７８号
東京都大田区西六郷１丁目38―15　渡邉方201
債務者　皐山　朋子
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４９４号
東京都江東区塩浜２丁目11―６　新幸荘１―227
債務者　植村光子こと　金　　連玉
1　決定年月日時　平成27年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年９月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部